

高岡市卓球連盟規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は高岡市卓球連盟という。

第2条（事務所）

本会の事務所を会長宅に置く。

第2章 目的・事業及び組織

第3条（目的）

本会は高岡市における卓球競技の統一団体で、卓球競技の普及振興、市民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図り、明朗快活な体育文化の進展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

- 1) 卓球競技の普及・強化・育成に関する事業
- 2) 競技会の開催
- 3) 卓球競技に関する講習会・研究会
- 4) 他卓球団体との連絡と協調
- 5) その他本会の目的達成に必要な事業

第5条（組織）

本会は加盟の卓球団体・卓球愛好者・高岡市内勤務者で本会の目的に賛同し規定の会費を納入した個人、団体を以って組織する。

第6条（会員および会費）

本会は次の会員をもって組織し、年会費は次のとおりとする。

- 1) 一般会員 年会費 10,000円（会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事）
- 2) // 5,000円（理事）
- 3) 団体会員 年会費 10,000円以上
- 4) 賛助会員 年会費 一口 5,000円

第3章 会計

第7条（経費の支弁）

本会の経費は次に掲げるもので充当する。

- 1) 会費
- 2) 補助金及び負担金
- 3) 事業収入
- 4) 寄付金
- 5) その他の収入

第8条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 （予算及び決算）

本会の予算は総会の決議を経ることとし、決算は監事の監査を経た上、総会の承認を得るものと
する。

第4章 役員

第10条 （役員）

本会に次の役員を置くことができる。

- ・会長 1名
- ・副会長 若干名
- ・理事長 1名
- ・副理事長 若干名
- ・常任理事 若干名
- ・理事 若干名
- ・監事 2名
- ・顧問・参与 若干名
- ・相談役 若干名
- ・その他 若干名

第11条 （役員の選出）

- 1) 会長・副会長及び理事長は、総会において選出する。
但し、副会長・副理事長の役職を強化・普及・競技運営・ラージボール・マスターズの各委員会に1名割り当てる。
- 2) 常任理事は、理事の互選とし会長が任命する。
- 3) 理事は、会費納入済みの加盟団体、クラブから、それぞれ1名を選出する。また、競技に功績のあった選手・指導者及び学識経験者から、会長が総会に図って委嘱する。
- 4) 監事は、総会の同意を得て会長が任命する。
- 5) 顧問・参与は本会に著しく功績のあった者の中から総会の推薦により会長が委嘱する。
- 6) 相談役は、会長が必要と認めた場合に総会の同意を得て任命する。

第12条 （任期）

- 1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2) 役員に欠員が生じたときは、すみやかに補充しなければならない。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3) 役員は任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続いてその職務を行う。

第13条 （役員の職務）

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、あらかじめ会長が指名した順序により、会長に
事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3) 理事長は会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長及び
副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4) 副理事長は、会長、副会長及び理事長を補佐し、本会の業務を処理する。
- 5) 常任理事は会長、副会長、理事長及び副理事長を補佐し本会の業務を処理する。
- 6) 理事は理事会を構成し、本会の業務を議決し、執行する。
- 7) 監事は、年1回会計監査するものとする。但し、必要に応じて随時これを行うことが出来る。
- 8) 顧問・参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 9) 相談役は会長の諮問に応じ、会長に助言する。

第5章 会 議

第14条（会 議）

本会の会議は、常任理事会及び総会とし、議長は会長とする。

第15条（常任理事会）

常任理事会は、随時これを開催し常務を掌るとともに、総会に提出する議題の審議にあたり、簡易なものに就いては処理することが出来る。

第16条（総 会）

総会は、次の事項を審議し、議決するものとする。

- 1) 本会の事業に関する事項
- 2) 予算及び決算に関する事項
- 3) その他本会に必要と認めた事項

第6章 委員会

第17条（委 員 会）

本会に各委員会を設置し委員会に関する規定は、総会の議決を経て別に定める。

- 1) 総務委員会
- 2) 強化委員会
- 3) 普及委員会
- 4) 競技運営委員会
- 5) ラージボール委員会
- 6) マスターズ委員会

第18条（委員会委員長）

委員会委員長は会員資格を有する委員が推薦し会長が任命する。

第19条（総務委員会）

総務委員会は会長、副会長、理事長、副理事長及び会長が指名する常任理事により構成する。

第20条（強化委員会）

強化委員会は、連盟役員と市内中学卓球部顧問・高校卓球部顧問及びジュニアクラブ・スポーツ少年団の代表を以って構成し、選手の強化育成を目指した活動を行う。

第21条（普及委員会）

普及委員会は、連盟役員と市内中学卓球部顧問・高校卓球部顧問及びジュニアクラブ・スポーツ少年団の代表を以って構成し、選手の発展に向けた活動を行う。

第22条（競技運営委員会）

競技運営委員会は、連盟役員により構成される。各種大会の競技運営を行う。

第23条（ラージボール委員会）

ラージボール委員会は、市内ラージボール会員の加入しているクラブ代表を以って構成し、ラージボールの強化・普及に向けた活動を行う。

第24条 （マスタース委員会）

マスタース委員会は、市内一般会員の加入しているクラブ代表を以って構成し、一般会員の強化普及に向けた活動を行う。

第7章 慶 弔 費

第25条 （香典）

香典・供花に関しては以下の通りとする。

物 故 者	香典	供花
本人	20,000 円	10,000 円程度
配偶者	10,000 円	10,000 円程度
同居 1 親等血族、同居 1 親等姻族	10,000 円	10,000 円程度
その他	—	—

第26条 （傷病見舞金）

連盟役員が傷病のため入院した場合には、次の基準により見舞金を支給する。
ただし、傷病の程度、その要因を鑑みた上で、本会役員にて最終判断を行う。

状 況	傷病見舞金
連盟事業中の怪我による入院（1 ヶ月以上）	10,000 円
連盟事業中の怪我による入院（1 ヶ月未満）	5,000 円
連盟事業中の怪我による通院（1 ヶ月以上）	5,000 円
連盟事業中の怪我による通院（1 ヶ月未満）	—
その他の怪我・病気による入院・通院	—

第27条 （災害見舞金）

連盟役員の自宅が、火災・風水害・地震、その他の不慮の災害を受けたとき、その状況に応じた見舞金を支給する。その金額は本会役員にて相談し決定する。

第28条 （祝い金）

連盟役員の慶事に関して、当連盟から祝金は支給しない。

第8章 附 則

第29条 （改 正）

本規約は、総会の出席者3分の2以上の同意により変更することが出来る。

本規定は平成 18 年 6 月 27 日施行

本規定は平成 18 年 8 月 12 日に一部改正をした

本規定は平成 21 年 5 月 24 日に一部改正をした

本規定は平成 24 年 4 月 30 日に一部改正をした

本規定は令和 2 年 7 月 4 日に一部改正をした

高岡市卓球連盟 諸規定

(1) 総務委員会

(総則)

第1条 高岡市卓球連盟規約第19条の総務委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は市内卓球競技のより一層の発展を願い本機関に対し運営上の施策を具申する。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のために、次の活動を行う。

- 1、年間事業計画の立案と予算書の検討
- 2、活動方針及び規律に関する事項の検討

(活動)

第4条 本委員会は、必要に応じて委員長が召集し開催される。

- 1、 総務委員会は会長、副会長、理事長、副理事長及び会長が指名する常任理事により構成する。
- 2、 各委員会委員長は事前に申し込み、本委員会に出席することができ、本委員会の要請があれば担当事項について意見を述べることができる。採決に参加することは出来ない。

(2) 強化委員会

(総則)

第1条 高岡市卓球連盟規約第20条の強化委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、市内卓球競技の一層の発展を願い、高校部活動、中学校部活動やスポーツ少年団の活動目的に配慮し、本会機関に対して意見や施策を具申し、市内各地域の指導者に対し情報提供活動を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1、高校生以下の選手育成のため、高校部活動、市内中学校部活動やジュニアクラブ及び卓球スポーツ少年団との連携
- 2、高校生以下の選手育成のため、普及委員会との連携
- 3、強化事業の遂行（大会は競技運営委員会と連携）
- 4、次年度の強化事業の立案（総務委員会へ提出）

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は、次の通りとする。

- 1、委員長 1名
- 2、副委員長 1～2名
- 3、委員 若干名

(委員の選出)

第5条 本委員会は、必要に応じて委員長が召集し開催される。

(3) 普及委員会

(総則)

第1条 高岡市卓球連盟規約第21条の普及委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、市内卓球競技の一層の普及を願い、本会機関に対して意見や施策を具申し、市内各地域の活動に対し情報提供活動を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1、市内の選手発掘のため、高校部活動、市内中学校部活動やジュニアクラブ及びスポーツ少年団との連携
- 2、市内の選手育成のため、強化委員会との連携
- 3、普及事業の遂行（大会は競技運営委員会と連携）
- 4、次年度の普及事業の立案（総務委員会へ提出）

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は、次の通りとする。

- | | |
|--------|------|
| 1、委員長 | 1名 |
| 2、副委員長 | 1～2名 |
| 3、委員 | 若干名 |

(委員の選出)

第5条 本委員会は、必要に応じて委員長が召集し開催される。

(4) 競技運営委員会

(総則)

第1条 高岡市卓球連盟規約第22条競技運営委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、市内卓球競技の一層の発展を願い、各種大会の企画立案を行い準備及び運営を遂行する。

(基本活動)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1、強化事業・普及事業における各種大会の大会準備と当日運営。
- 2、企画立案においては、強化委員会や普及委員会と連携
- 3、市民体育大会など、上部団体から要請の主管大会の大会準備と当日運営。

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は、次の通りとする。

- | | |
|--------|------|
| 1、委員長 | 1名 |
| 2、副委員長 | 1～2名 |
| 3、委員 | 若干名 |

(委員の選出)

第5条 本委員会は、必要に応じて委員長が召集し開催される。

(5) ラージボール委員会

(総則)

第1条 高岡市卓球連盟規約第23条ラージボール委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、市内卓球競技の一層の発展を願い、本会機関に対してラージボールについての意見や施策を具申し、市内各地域のクラブに対し情報提供活動を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1、 ラージボール愛好者の強化・普及を目的とした活動。
- 2、 選手育成のためマスターズ委員会との連携
- 3、 市民ラージボール大会他、ラージボール大会・講習会の運営
- 4、 次年度のラージボール事業の立案（総務委員会へ提出）

（構成）

第4条 本委員会の委員構成は、次の通りとする。

- 1、 委員長 1名
- 2、 副委員長 1～2名
- 3、 委員 若干名

（委員の選出）

第5条 本委員会は、必要に応じて委員長が召集し開催される。

（6） マスターズ委員会

（総則）

第1条 高岡市卓球連盟規約第24条のマスターズ委員会について定める。

（目的）

第2条 本委員会は、市内卓球競技の一層の発展を願い、本会機関に対して一般会員についての意見や施策を具申し、市内各地域の指導者に対し情報提供活動を行う。

（基本活動）

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1、 一般会員及び卓球愛好者のための活動
- 2、 選手育成のため各委員会との連携
- 3、 大会・講習会の準備・運営
- 4、 次年度事業の立案（総務委員会へ提出）

（構成）

第4条 本委員会の委員構成は、次の通りとする。

- 1、 委員長 1名
- 2、 副委員長 1～2名
- 3、 委員 若干名

（委員の選出）

第5条 本委員会は、必要に応じて委員長が召集し開催される。

（附則）

この規定は 平成21年5月25日から実施する。

この規定は 令和2年5月25日に一部改正した。